

# 社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

## 個人番号カード

希望者に個人番号カードを交付します

## 個人番号カードとは

個人番号カードは、ICチップのついたカードで、公的な本人確認書類として利用でき、税の電子申告(e-Tax)などに必要な電子証明書が標準搭載されます。表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバーが記載される予定です。「通知カード」と一緒に送付される交付申請書を記載し同封の返信用封筒にて郵送することで、平成28年1月以降、初回に限り無料で取得することができます。



表面



裏面

## 申請方法

通知カードと併せて個人番号カード申請書が郵送されます。個人番号カードの交付を希望される方は、申請書に署名又は記名押印をし、顔写真を貼付のうえ、返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函してください。平成28年1月以降に個人番号カード交付通知書が郵送されますので、同封された案内に従い、朝日町役場にて個人番号カードを受取りください。

## 注意事項

現在、朝日町では企業等へ職員が出張し、個人番号カードの申請を一括して受付するサービス、朝日町役場窓口での申請受付は実施していません。

個人番号カードの交付を受ける場合、通知カードは返納することになります。

住民基本台帳カードをお持ちの方が個人番号カードを取得する場合、住民基本台帳カードは廃止となり返納することになります。

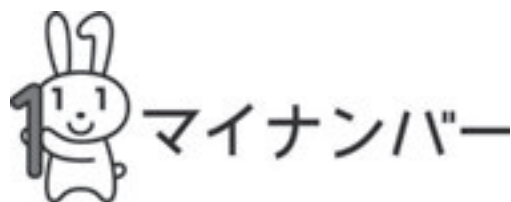
交付開始当初は、混雑等予想されますので、個人番号カードの受取りまで期間がかかる可能性がありますのでご注意ください。

## 住民基本台帳カードをお持ちの方へ

個人番号カードの導入に伴い、平成27年12月28日(平成27年12月10日受付分まで)で住民基本台帳カードの発行が終了となります。それまでに発行された住民基本台帳カードは有効期間までご利用いただけます。住民基本台帳カードをお持ちの方が個人番号カードを取得する場合、住民基本台帳カードは廃止となりますのでお気を付けてください。

## 電子証明書をお持ちの方へ

マイナンバー制度の導入に伴い、電子証明書の発行は平成27年12月22日で終了となります。それまでに発行されたものは平成28年1月以降も、有効期間までご利用いただけます。



『マイナンバー総合フリーダイヤル』

0120-95-0178 (無料)

※平日 9:30~22:00 土日祝 9:30~17:30  
(年末年始 12月29日~1月3日を除く)

## マイナンバー制度をかたる不審な問い合わせにご注意ください。

マイナンバー制度によって、朝日町から町民の皆様には個人情報(住所、氏名、マイナンバーなど)を電話等で確認することはありません。また、マイナンバーに関連して現金の振込みを求めたりすることはありません。

このような不審な電話等があった場合は、最寄の警察署へ通報してください。

問い合わせ先 総務課 (TEL 377-5651)